

区役所へ来庁せずに  
できる手続きもあります



窓口のお呼び出し状況



## 区役所からのお知らせ

北部・南部サービスセンターでは  
証明書発行業務を行っています

〈北部サービスセンター〉 ☎6791-0446

場所／加美鞍作1-9-3

〈南部サービスセンター〉 ☎6709-1201

場所／長吉出戸5-3-58

コミュニティプラザ平野(区民センター)2階

業務日時／月～金曜日(祝日、12月29日～1月3日を除く) 9:30～16:15

## コンビニ交付は便利!早い!安い!

マイナンバーカード(個人番号カード)または住民基本台帳カード(※コンビニ交付の利用登録をしたカードに限る)をお持ちの市民の方は、全国のコンビニにあるマルチコピー機で住民票の写しや印鑑証明書等をお取りいただけます。早朝6:30～深夜23:00まで土・日・祝日もご利用いただけます。(年末年始(12月29日～1月3日))およびシステムメンテナンス日を除く)

さらに、コンビニ交付は窓口より手数料が100円お得です!(※戸籍証明書を除く)

お得で便利なコンビニ交付をぜひご利用ください。



問合せ 住民票・印鑑登録・戸籍証明について

市民局住民情報担当 ☎4305-7345

税の証明について

財政局管理グループ

☎6208-7742



## 検察審査員に選ばれる年齢が 18歳以上になりました

「交通事故や詐欺等被害にあったのに、検察官がその被疑者(加害者)を裁判にかけてくれず、納得できない。」このような人のために、検察官のした不起訴処分が正しかったかどうかを審査する機関が「検察審査会」です。

検察審査会では11人の審査員がこの審査をします。審査員は、選挙権を持っている皆さんの中から「くじ」で選ばれることになっています。

あなたもいつか審査員に選ばれることがあるかもしれません。審査員に選ばれたときには、国民の代表としての仕事にご協力をお願いします。

ホームページはこちら▶



問合せ 大阪第一・第二・第三・第四検察審査会事務局

(北区西天満2-1-10 大阪地方裁判所内)

☎6316-2982

## 令和4年度 平野区 二十歳(はたち)のつどいを開催します

毎年開催していた「成人の日記念のつどい」は、令和5年以降も、これまでどおり20歳の方(その年度に20歳を迎える方)を対象に、「二十歳のつどい」として開催いたします。



3回(入替制、内容は同一)に分けて開催しますので、原則として出身中学校または、お住まいの中学校区に該当する開催回にご出席ください。

また、二十歳の方による「誓いの言葉、花束受領、打鐘のつどい」への参加希望者を募集します。12月23日(金)までに下記までご連絡ください。

日時／令和5年1月9日(月・祝)

対象中学校	開始終了予定時刻
加美・加美南・平野北・平野	11:00～11:30(受付開始 10:30)
摂陽・喜連・瓜破・瓜破西	12:45～13:15(受付開始 12:15)
長吉西・長吉・長吉六反教育大附属・支援学校	14:30～15:00(受付開始 14:00)

※令和3年度より開催時間が各回1時間遅くなっておりまして、ご注意ください

場所／コミュニティプラザ平野(平野区民センター 長吉出戸5-3-58)

対象／平成14年(2002年)4月2日～平成15年(2003年)4月1日生まれの方

区ホームページはこちら▶



※今後の新型コロナウイルス感染症の状況により開催を中止する場合があります

問合せ 安全安心まちづくり課 ②1番窓口

☎4302-9734

## 第十一回戦没者等の遺族に対する 特別弔慰金の請求期限が迫っています

特別弔慰金とは

今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)が支給されるものです。

支給対象者

令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

- 1.基準日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2.戦没者等の子
- 3.戦没者等の(1)父母(2)孫(3)祖父母(4)兄弟姉妹  
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります
- 4.上記1から3以外の戦没者等の三親等内の遺族(甥、姪等)  
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります

支給内容／額面25万円、5年償還の記名国債

請求期間／令和2年4月1日～令和5年3月31日

※請求期間を過ぎると第十一回特別弔慰金を受けることができなくなります

※既にご請求済みの方は、重複してご請求しないようご注意ください

問合せ 安全安心まちづくり課 ②1番窓口

☎4302-9734

## 「ひらちゃん読書ノート」 到達カードをご提出ください



「ひらちゃん読書ノート」を利用して読んだ本の冊数が100冊以上(1～4年生用)、またはページ数が合計3,000ページ以上(5～6年生用・中学生用)に到達した区内在住の小中学生を表彰します。読書ノートにある到達カードを1枚ご提出ください。



提出期限および提出先／

市立学校に在学…在学中の学校に提出してください。提出期限は学校によって異なります。

市立学校以外に在学…12月23日(金)までに区役所2階②3番窓口(土・日・祝除く)到達カードの余白に住所・電話番号を記入してください。

問合せ 政策推進課(こども教育)②3番窓口

☎4302-9903

## 子育て情報

### みんなで書初め

無料

新年最初のファミリーデーの日(12月24日)にみんなで書初めをしませんか? 書道が初めてのお子さんも体験できます。

日時／令和5年1月8日(日) 10:00～11:30

場所／平野区子ども・子育てプラザ

対象／小学生、幼児とその保護者

持物／書道道具(すでにお持ちの場合のみ)

申込／12月8日(木)～ 電話または来館

問合せ 平野区子ども・子育てプラザ(瓜破3-3-64)

☎6707-0900

## 防災・防犯情報

### 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」 についてのお知らせ

拉致問題はわが国の喫緊の課題であり、この問題への関心と認識を深めるため、政府により毎年12月10日から16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定められています。拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対応は、国際社会を上げて取り組むべき課題とされており、この問題の解決のためには、国民一人一人の関心と認識を深めていくことが大切なのです。

<情報提供をお願いします>

現在、大阪府警察では、拉致の可能性を排除できない事案に係る方々に関する情報を大阪府警察ホームページに掲載し、広く情報提供を求めています。

ホームページをご覧になってお心当たりのある方は、どんな小さなことでも構いませんので、下記まで情報をお寄せください。

問合せ 平野警察署(警備課)(喜連西6-2-51)

☎6769-1234

